

青森県報

第九百四十一号

令和七年
七月十八日
(金曜日)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障 社が 課い) ……一
- 土地収用法による収用又は使用の手続の開始……………(監 理 課) ……一

公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(東青 県土 整備事務所) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(中 南 県土 整備事務所) ……三
- 右 同……………(上 北 県土 整備事務所) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(下 北 県土 整備事務所) ……四
- 青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札……………(学 校 施 設 課) ……四
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会 計 課) ……六

正 誤

告 示

青森県告示第四百一七号

○令和七年三月二十六日号外第十六号公安委員会中……………(警 察 本 部) ……六

○令和七年三月二十六日号外第十六号公安委員会中……………(交 通 企 画 課) ……六

○令和七年七月十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
上磯調剤薬局	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田五六の三	令和七・五・三
上磯調剤薬局三厩店	東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町六の三	〃
浩和医院	五所川原市字中平井町一三〇の一	七・七・三

青森県告示第四百一七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の規定による収用又は使用の手続開始の申立てがあったため、同法第三十四条の三の規定により次のとおり告示する。

令和七年七月十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 収用又は使用の手続の開始

1 起業者の名称

青森県

2 収用又は使用の手続の開始に係る事業の種類

一般国道三三八号改築工事（白糠バイパス・青森県下北郡東通村大字白糠字赤平地内から同村大字白糠字銅屋地内まで）並びにこれに伴う附帯工事及び村道付替工事

3 収用又は使用の手続の開始をする土地

イ 収用の手続の開始をする土地

青森県下北郡東通村大字白糠字田ノ頭及び字前田地内

ロ 使用の手続の開始をする土地

青森県下北郡東通村大字白糠字田ノ頭及び字前田地内

二 土地収用法第三十四条の四第二項の規定による図面の縦覧場所

東通村役場

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年七月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社山正小笠原建設

二 代表者の氏名 小笠原剛

三 主たる営業所の所在地 青森市大字泉野字内野四八

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第二一七六号

五 取消年月日 令和七年四月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年四月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年七月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社沼田建設

二 代表者の氏名 沼田智光

三 主たる営業所の所在地 青森市古館二丁目一〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（特一四）第一〇〇〇七二号

五 取消年月日 令和七年四月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年四月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年七月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 森山ディーゼル株式会社
- 二 代表者の氏名 森山博
- 三 主たる営業所の所在地 青森市新田三丁目一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ)第一〇〇九七九号
- 五 取消年月日 令和七年四月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和七年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年七月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社森のハウス
- 二 代表者の氏名 富岡直樹
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字紺屋町一七二の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一五)第二〇〇五七三号
- 五 取消年月日 令和七年五月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和七年四月八日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届

出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年七月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社山崎建設
- 二 代表者の氏名 山崎和幸
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字北平一四六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一五五七四号
- 五 取消年月日 令和七年五月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和七年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年七月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 立長建設工業株式会社

二 代表者の氏名 小山石和敏

三 主たる営業所の所在地 十和田市東十五番町二六の一四

四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一三二号

五 取消年月日 令和七年五月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及び屋根工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年七月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社中村工務店

二 代表者の氏名 中村善藏

三 主たる営業所の所在地 むつ市柳町二丁目八の五一

四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一〇六一号

五 取消年月日 令和七年五月八日

六 取消しに係る建設業の許可

板金工事業及び防水工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年五月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

教育委員会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

令和七年七月十八日

青森県教育委員会教育長 風 張 知 子

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

重油(JIS一種一号 硫黄分〇・一パーセント以下)

五百五十キロリットル(購入予定数量)

二 納入期間

契約締結の日から令和八年三月三十一日まで

三 納入場所

八戸港 青森丸

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号(物品等の競争入札参加資格)の一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号(物品等の競争入札参加資格)の一又は令和七年二月十日青森県告示第六十号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により、開札の日までに物品の購入の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の日までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）に基づく石油製品の販売の届出をしていることを証明した者であること。

6 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和七年八月四日までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 〇一七―七三―四一九八七三

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 〇一七―七三―四一九八七三

2 入札書の提出期限

令和七年八月二十七日 午前十時五十五分

3 入札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁西棟六階入札室

令和七年八月二十七日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

八 契約書の取り交わしの時期

落札者決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

購入物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は、入札説明書による。

4 入札書の記載方法

入札金額は、一キロリットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Fuel Oil (JIS Class I No. 1 Sulfur (wt%) ≤0.1) 550 kiloliter

2 Delivery period:

From the day of the commencement of the contract to March 31, 2026

3 Delivery place:
Aomori-maru Hachinohe Port

4 Time limit for tender:
10:55 a.m. August 27, 2025

5 Contact point for the notice:
School Facility and Management Division,
Aomori Prefecture Board of Education
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8540
JAPAN
TEL: 017-734-9873

公安委員会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年七月十八日

青森県警察本部長 小野寺 健 一

警察本部交通企画課

発行年月日 発行番号	区 分	番号	ページ	段	行	誤	正
令和七・三・二六 号外第一六号	公安委員会規則	第七号	四	上	一一	第二十条第二項	第二十一条第二項

一 物品等の名称及び数量

青森県警察緊急配備指揮支援システム増設装置賃貸借契約 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和七年七月七日

五 落札者の名称及び住所

NTT・TCリース株式会社

東京都港区港南一丁目二の七〇

六 落札金額

二百四十九万四五百円

七 落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書等を提出した者

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を

落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和七年五月二十六日

正

誤

(発行者・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭